大阪大学授業料免除等制度
2026 年度入学料・授業料免除等申請要項(後期)

○ 10 月入学料
○ 後期(10 月～3 月)分授業料
○ 前後期一括申請の変更

◆申請手続き◆

【以下① 入学料免除等申請者(併せて授業料免除等を申請する者を含む。)のみ】

① 入学手続システムにおいて、「入学料の納付」の項目で『入学料免除又は入学料収納猶予を申請する』を選択し、事前申請手続を行い、以下の本申請②③の手続を完了してください。

受付期間:入学手続期間中　※学部・研究科により異なります

【以下②③ 入学料・授業料免除等申請者共通】

② 「大阪大学授業料免除等申請システム」への申請者情報の登録・申請書作成

登録期間:2026 年 9 月 7 日(月)0:00～10 月 5 日(月)16:30日本時間(厳守)

③ 申請書・各種証明書類等の提出

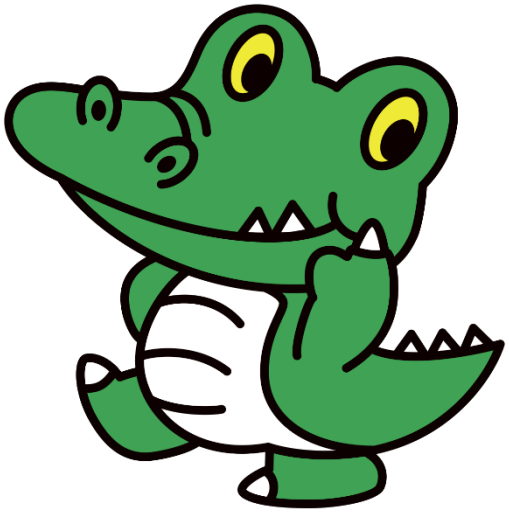
提出期間:2026 年 9 月 7 日(月)～10 月 7 日(水)16:30日本時間(厳守)

※9 月 19 日(土)～9 月 27 日(日)は学生センターが閉室しているため、問合せに対応できません。余裕をもって提出してください。

◆目次◆

本学が実施している免除等制度について 2
申請前に必ず確認すべき事項　【全申請者共通】 3
申請の流れ 5
後期分授業料免除等申請の要否確認について 6
授業料免除等前後期一括申請の変更申請（後期のみ） 7
申請要件 8
申請者区分及び世帯構成員 10
システムでの申請書作成・申請様式の印刷 11
申請関係書類の提出 12
不足・不備書類提出 12
申請の取り下げ 13
結果発表 13
入学料・授業料免除等申請に必要な書類 14
注意の必要な提出書類 21
最短修業年限超過・留年（様式8提出基準）について 24
授業料免除の収入・所得限度額について 25
各キャンパスの申請書類提出場所について 26
問合せ先 27
その他 27
（参考）高等教育修学支援制度の申込資格について 27

大阪大学公式
マスコットキャラクター
「ワニ博士」



本学が実施している免除等制度について

本学では、授業料や入学料（以下、「授業料等」という）の納入が困難な方を対象とする経済的支援として、以下**2つの授業料等免除制度**（大阪大学授業料免除等制度は収納猶予・分納含む）**を対象者別に実施**しています。各制度の申請期間はそれぞれ異なるため、対象をよく確認のうえ申請の際には十分ご注意ください。なお、両制度とも**正規生（学部生・大学院生）**を対象とした制度です。

【各制度の特徴と申請対象者】

大阪大学授業料免除等制度（以下、「本学独自制度」という）

●大学院生

●私費外国人留学生

→ 高等教育修学支援制度への申請不可

● 学部学生のうち、高等教育修学支援制度の申込資格※1 がない者

※1 申込資格とは
・日本学生支援機構が定める「給付奨学金の申込資格」を示します。詳細は以下 URL をご確認ください。（「JASSO　申込資格」で検索）p.27 にも掲載しています。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/index.html
・高等教育修学支援制度が定める「所得・資産基準」「学力基準」は申込資格ではないため、基準を満たしているか否かに関わらず、申込資格がある場合は本学独自制度に申し込めません。（収納猶予・分納単願申請は除く）
・高等教育修学支援制度の支援が終了した場合、申込資格がないため、本学独自制度の対象となります。ただし、最後の適格認定（学業成績）で「停止」または「廃止」となった場合は、免除の対象にはなりません。

〔高等教育修学支援制度の申込資格**がない**者の例〕
・学士入学者　・高校を初めて卒業した後2年以上経過している者
・本学入学前に在学した大学等（本学再入学含む）で、日本学生支援機構の給付奨学金の受給歴がある者　等
※災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

家計支持者が、政府指定の激甚災害（大規模地震等）により被災した場合は、高等教育修学支援制度の申込資格の有無にかかわらず、本学独自制度を併せて申請できることがあります。詳細は KOAN および本学ウェブサイトにてお知らせしますので、ご確認ください。

●学部学生のうち、2020 年度以前入学者

・高等教育修学支援制度移行の経過措置として、当面の間本学独自制度との併願を認め、追加的支援の実施を継続します。なお、高等教育修学支援制度への申請を原則とします。併願申請の取扱いなど詳細については「高等教育修学支援制度授業料等免除申請案内」の記載内容をよく確認してください。

●納付期限を猶予（収納猶予）、分納を希望する者

・授業料は、「免除」「収納猶予」「分納」のうち1つしか申請できません。
「免除」の申請をせず、「収納猶予」や「分納（授業料のみ）」を単願申請する場合はこの制度に該当します。
・入学料は、「免除」と「収納猶予」を併願できます。（「分納」はありません）

上記いずれかの該当者は、本学独自制度の対象です。本申請要項を続けて読み進めてください。

高等教育修学支援制度（以下、高等制度という）

● 学部学生で、高等制度の申込資格※1 がある者

※1 上記「※1 申込資格とは」を参照のこと。
・申込資格がない学部学生を除き、2021 年度以降の学部入学者は本学独自制度への申請はできません。（収納猶予・分納単願申請は除く）
・**「多子世帯への授業料等無償化※2」も高等制度です。**
※2 多子世帯への授業料等無償化とは
概要は文部科学省ホームページの以下 URL を参照してください。
（「文科省　多子世帯への授業料等無償化」で検索）
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/kotosyugaku_menjyo

高等制度の該当者は、以下 URL にて申請を行ってください。なお、この制度は日本学生支援機構の給付奨学金と連動する制度であるため、（多子世帯への授業料等無償化含め）奨学金の申請手続きが必要です。

（大阪大学 HP）日本学生支援機構奨学金（給付型）はこちら↓（「阪大　給付奨学金」で検索）
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2

（大阪大学 HP）高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請方法はこちら↓（「阪大　高等申請」で検索）
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/koutou/kotosyugaku-appli

申請前に必ず確認すべき事項　【全申請者共通】

●申請期間について

・申請期間外の手続きは一切認められません。

ただし、申請期日終了後、当該期の授業料納付期限前までに家計支持者の死亡、又は申請者若しくは家計支持者が風水害等の災害を受けた場合、及びそれらに準ずる場合には、例外的に申請期間外の手続きを認める場合があります。
個別に吹田学生センターへ相談してください。

●本学独自制度の申請基準日や本要項の記載基準

・申請資格や必要書類等については基準日（前期：4 月1日　後期：10月1日）時点の状況から判断してください。
・本要項に記載する月日は、特別言及がない限り2026年度内の月日です。
　例：4 月 1 日→2026年4月1日、1月1日→2027年1月1日
・本要項で前年や翌年といった記載がある場合の基準は2026年です。
・本要項に記載する時間は日本時間（UTC＋9）です。

●免除・収納猶予・分納の対象にならない場合

・以下に該当する場合、免除・収納猶予・分納の対象にはなりません。
〇入学料や申請期の授業料を既に完納した場合
〇事前申請後、入学辞退した場合（入学料納入が必要になります。）
〇申請期直前の期の授業料滞納者（前後期一括申請者でも、前期授業料滞納者は後期分授業料免除等が適用されません）
〇提出書類の虚偽記載、偽造等により免除・収納猶予・分納（以下、「免除等」という。）の許可を受けたことが判明した場合
　⇒その許可は取り消され、直ちに入学料・授業料を納入してもらいます。
〇懲戒処分を受けた場合
　⇒処分の内容によっては、免除等の許可は取り消され、直ちに授業料を納入してもらいます。
〇申請期途中に学籍異動（休学・退学・卒業または修了）が確定した場合（詳細は、本ページ下記参照）
〇書類不備の場合（詳細は、次頁参照）
〇その他、本申請要項に記載の条件を満たさない場合

●前後期一括申請について

・毎年度各期（前期分は4月～9月分、後期分は10月～3月分）の授業料等に対して申請を行う必要があります。
ただし、**前期分の申請時のみ、前後期一括の申請が可能です**。（後期分申請時の一括申請は不可）
・9 月末に退学・修了・卒業する方、10月 1 日に初めて最短修業年限を超える方、10 月1日から留年する方、10 月から休学する方、または火災、風水害、盗難等の被害や激甚災害の被害を受けた世帯は前後期一括申請を行うことができません。

●申請期途中の学籍異動（休学・退学・卒業または修了）について

・授業料免除・収納猶予・分納を申請済みの方が、審査結果の発表までに申請期【前期（4月～9 月）、前後期一括（4 月～3月）、後期（10月～3月）】の一部期間のみでも在学しないことが確定した場合※、その申請期の授業料免除等へは申請できません。
授業料を納入する必要がありますので、吹田学生センターに連絡し申請を取り下げてください。
※（例）申請期中の卒業または修了が決まった場合、退学・休学を申し出た場合。休学しない留学は含みません。

●書類不備について

・審査の段階で、申請期間後でも追加書類の提出を求めることや事実確認を行うことがありますので、学生センターからの連絡には速やかに対応してください。連絡は主にメールで行いますので、必ず確認できるメールアドレスを免除等システム上で登録してください。なお、期限までに全ての不足・不備・追加書類の提出又は確認メール等への回答がない場合は、書類不備として免除等の対象外となりますので注意してください。

●その他留意事項

・提出された書類は返却しません。
・生命機能研究科の 2 年生から 3 年生への進級は在学生として申請してください。詳細については本要項p.11 を参照してください。
・【私費外国人留学生の方】
提出書類（特に、家計状況に関する書類）の内容に疑義が生じた場合、在留資格認定証明書交付申請時に本学へ提出した経費支弁能力を証する書類を確認することがあります。
・【高等制度併願の方】
「税の更正に伴う適格認定（家計）結果の再判定」を日本学生支援機構へ申請した方は、至急大阪大学吹田学生センター授業料免除担当へ連絡してください。再判定後の支援額が減額され、かつ本学独自制度の審査後にその支援額が確定した場合、本学の追加支援への反映に間に合わない場合があります。

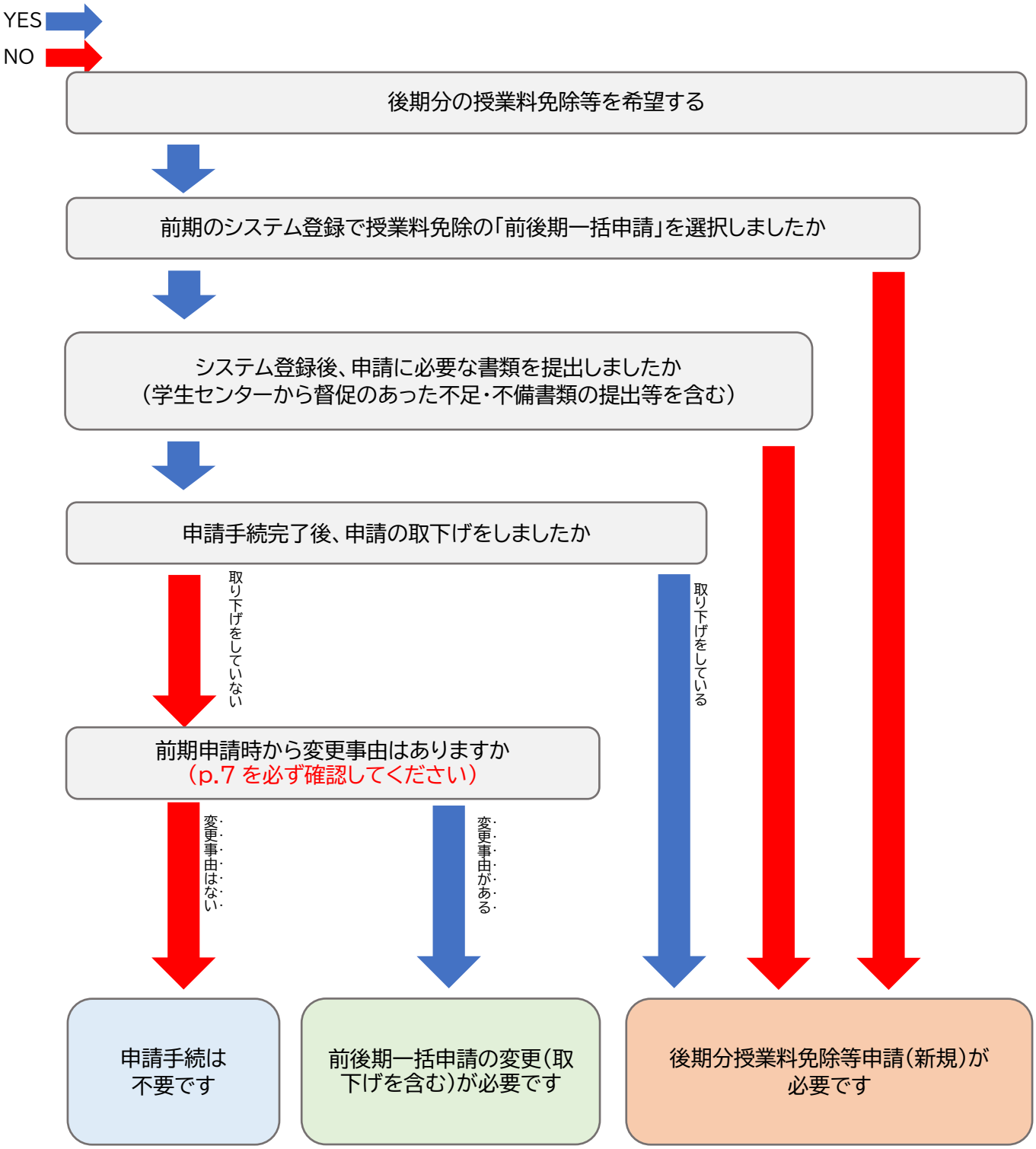
申請の流れ

※注意
◆システム登録・申請書提出共に手続きを済まさなければ申請完了になりません。
◆入学料免除・収納猶予を希望する方は、入学手続システムにて事前申請をしなければ入学料免除・収納猶予に申請できません。

	入学料・授業料免除等申請者	大阪大学
	入学料免除・収納猶予 / 授業料免除・収納猶予・分納	
入学手続き時	**①入学手続システムにて事前申請**（WEB 登録）を行う。 ※学部・研究科により時期が異なります。	
8月末頃	書類提出準備	申請要項 HP 掲載
9月	②申請書作成（システム登録） WEB ③申請関係書類提出 郵送・学内提出 BOX	申請受付開始 申請期間
10月	申請期限厳守！！ 不足書類提出 （不足・不備がある場合、随時免除等申請システムに登録されたメールアドレス宛に連絡します。）	申請受付終了 不足書類連絡
11月 12月	半額免除・不許可・収納猶予の場合 指定の期日までに**入学料**を納入 後期：11月末日発表予定	入学料免除等結果発表（HP）
1月	半額免除・不許可・収納猶予・分納の場合 指定の期日までに**授業料**を納入※ 後期：翌年１月末日発表予定	授業料免除等結果発表（HP）

※日本学生支援機構の「授業料後払い制度」貸与奨学金を受ける者は、制度の規定に従い、授業料相当額の奨学金を奨学生に貸与したものとして機構が学校に振り込みます。
◆このスケジュールは予定です。結果発表などの日が延長した場合、KOAN 掲示板等でお知らせいたします。

後期分授業料免除等申請の要否確認について



◆前期の申請時点で入学料免除等のみの申請を行った方で、後期分の授業料免除等を希望する場合は新規に申請する必要があります。

◆**「前後期一括申請の変更」を申請する場合、変更部分についての様式や証明書類等のみではなく、通常の申請と同様の様式・証明書類等を提出する必要があります。**免除等申請システムもすべての項目について改めて入力する必要があります。（取り下げを除く）

◆前期の申請時点からの変更事由については、p. 7 の「授業料免除等前後期一括申請の変更申請」を確認してください。

授業料免除等前後期一括申請の変更申請（後期のみ）

授業料免除等申請について、前後期一括申請の手続を完了された方は原則として後期分の授業料免除等申請は不要です。
ただし、後期申請基準日（10 月 1 日）時点で 4 月 2 日以降に以下の事由が新たに発生する場合には、変更申請を行う必要があります。変更申請が必要な事由は、以下に記載のとおりです。（例えば、給与金額や年金額の増減等の場合には、申請は不要です。）

家族・世帯人数の変更

No.	事由	備考・具体例
1	世帯の構成員に増減があった	家計支持者の死亡 ・ 兄弟姉妹の結婚等や就学者の就職（家計支持者の扶養から外れた） 働いていた兄が退職し、父の扶養に入った

世帯状況の変更

No.	事由	備考・具体例
2	世帯の構成員の中に新たに障がい者としての認定を受けた者がいる	
3	世帯の構成員の中で長期療養者・要介護認定者の増減があった	
4	世帯の構成員の中に火災、風水害、盗難等の被害を受けた者がいる	
5	世帯の構成員の中で就学者の増減があった	
6	申請者区分「一般」の申請者について通学区分の変更があった	申請者区分「一般」の申請者が下宿を開始／終了した（自宅外／自宅へ変更） ※独立生計者と私費外国人留学生の方は該当しません。
7	申請者区分の変更をする	前期の時点で実家から通っていたが、後期から自宅を出て独立生計を立てることになったため、「一般」から「独立生計者」に申請者区分変更をする ※「独立生計者」の認定要件を満たす必要があります。

収入状況の変更（家計支持者について）

No.	事由	備考・具体例
8	就職（事業開始）／退職（廃業）した家計支持者がいる（アルバイトを含む） 注：「家計支持者」の考え方は本要項 p.10 参照	専業主婦だった母が新しくパートを始めた ・ 働いていた父が退職した 失業中だった配偶者が再就職した。
9	給付型奨学金の受給を新たに開始した 給付型奨学金の受給が終了した	申請していた奨学金の採用通知が届いた。 （但し、変更申請の省略が可能な場合があります。下記の「前後期一括申請した方の変更申請時の奨学金の取扱い」を必ず参照してください。）
10	大学フェローシップ創設事業で研究専念支援金の受給を開始/終了した	
11	卓越大学院プログラムで奨励金の受給を開始/終了した	
12	次世代研究者挑戦的研究プログラム/次世代 AI 人材育成プログラムで研究奨励金の受給を開始/終了した	
13	ダイキン学生研究員プログラムで研究奨励金の受給を開始/終了した	
14	その他プログラムで奨励金の受給を開始/終了した	
15	年金又は恩給の受給を開始した	年金額の変更は変更申請**不要**です
16	雇用保険失業給付金の受給を開始／終了した	
17	傷病手当金の受給を開始／終了した	
18	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給を開始／終了した	
19	生活保護の認定を受けた／取り消された	

その他

No.	事由	備考・具体例
20	2025 年10月1日付けでの最短修業年限の超過・留年	・10月入学や休学等の理由により10月1日付けで初めて最短修業年限を超過する場合 ・同一学年に留年することになる場合等 ※詳細は p.24参照
21	申請区分の変更	「収納猶予」で前後期一括申請をしていたが、「免除」の申請に変更したい
22	その他	上記のほか、やむを得ない事情がある場合。申請理由欄に詳細を記載してください。

◆変更申請の手続については、変更部分に関する様式や証明書類等のみではなく、通常の申請と同様の様式・証明書類等をすべて提出する必要があります。また、免除等申請システムもすべての項目を改めて入力する必要がありますので、注意してください。

【前後期一括申請した方の変更申請時の奨学金の取扱い】

前期に「前後期一括申請」をした方で、4月2日以降に受給決定した又は受給額や受給期間が変更した奨学金がある場合、もしくは、10月1日時点で受給が終了している奨学金がある場合の、変更申請については次のとおり取扱います。

1.	その奨学金が「日本学生支援機構奨学金」「外国人留学生学習奨励費」「給付奨学金（日本学生支援機構以外）のうち、本学を通じて採用になった奨学金」もしくは「本学が給付する奨学金」の場合		
	①	変更事項が奨学金（受給決定・受給額変更・受給終了等）によるもののみである。	変更申請は省略可（不要）です。 ※後期授業料免除等の審査においては、当該奨学金の受給状況を考慮します。
	②	奨学金（受給決定・受給額変更・受給終了等）以外に変更申請事由に該当する事項がある。	変更申請が必要です。
2.	その奨学金が本学を通じて採用になった奨学金ではなく、直接応募により採用された奨学金に関する変更事項（受給決定・受給額変更・受給終了等）がある場合		変更申請が必要です。

申請要件

入学料・授業料免除等の申請が可能かどうか要件を確認してください。いずれかの要件を満たしている場合に審査対象となります。

1. 入学料

※学部生（私費外国人留学生除く）の申請前の注意点
高等制度の申込資格（p.2参照）を有する学部生は、高等制度に申請してください。ただし家計支持者が、政府指定の激甚災害（大規模地震等）により被災した場合は、高等制度の申込資格の有無にかかわらず、本学独自制度を併せて申請できることがあります。
また、入学料収納猶予に限り、高等制度との併願が可能です。

入学料免除

区分	申請要件	対象
経済的理由	経済的理由によって入学料の納入が困難である場合	大学院生
学資負担者の死亡	入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡した場合	大学院生・学部生※
風水害等の災害	入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難である場合	大学院生・学部生※
その他	上記に準じる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合 （例） 入学前1年以内に学資負担者が会社の倒産、解雇若しくは病気による就労困難の事由により、やむを得ず失職又は退職し、かつ再就職等による1年間の収入見込額が、学資負担者の居住する都道府県の地域別最低賃金額（時間額）に2,080（40 時間×52 週）を掛けた額を下回る場合	大学院生・学部生※

入学料収納猶予

区分	申請要件	対象
経済的理由	経済的理由によって入学料の納入が困難である場合	大学院生・学部生※
学資負担者の死亡	入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡した場合	大学院生・学部生※
風水害等の災害	入学前1年以内において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難である場合	大学院生・学部生※

◆既に入学料を完納し、かつ入学手続きを完了した方は、申請できません。
申請希望の方は入学手続き時に入学料を納入する代わりに入学手続システムにおいて事前申請を行ってください。
◆入学料免除について、学部生は経済的理由での申請はできません。

◆入学料は①「免除」、②「収納猶予」もしくは③「免除と収納猶予の併願」のいずれかを選択し、申請してください。

◆「入学料免除・収納猶予」と「授業料免除・収納猶予・分納のいずれか1つ」との併願も可能です。

（例）

可	入学料免除	＋	授業料免除
	入学料免除	＋	授業料収納猶予
	入学料免除・収納猶予	＋	授業料免除
不可	入学料免除	＋	授業料免除・収納猶予
	入学料免除・収納猶予	＋	授業料免除・分納

◆他の申請要件を満たしていても、下記のいずれかに該当する場合は入学料免除・収納猶予の対象となりません。
1.既に入学料を納入し、入学手続きを完遂している場合
2.所属先や財団等から入学料が支給される場合もしくは、支給が決定している場合
3.外国人留学生で国等から入学料が支給される場合もしくは、支給が決定している場合
例：国費外国人留学生、外国政府派遣留学生
4.国家建設高水平大学公派研究生項目に採択されている場合
5.特定の者を対象とした他の授業料等減免制度により入学料が免除となる場合

◆免除の判定では学力も考慮しますが、基準は公開しておりません。

◆申請者のうち、上記の申請要件を満たしている学生を対象に選考を行い、予算の範囲内で入学料・授業料の全額・半額免除または一部の額の免除及び収納猶予等を決定します。
なお、限られた予算の範囲内で免除を行いますので、申請要件を満たしている場合であっても免除が認められないことがあります。
例年、入学料免除が認められる申請者は少数です。予めご了承ください。

2. 授業料

※学部生(私費外国人留学生除く)の申請前の注意点

◆高等制度の申込資格を有する学部生(p.2参照)は、原則、高等制度へ申請してください。ただし家計支持者が、政府指定の激甚災害(大規模地震等)により被災した場合は、高等制度の申込資格の有無にかかわらず、本学独自制度を併せて申請できることがあります。

◆高等制度の申込資格を有する学部生のうち、2021年 4 月以降に入学した方で、「高等制度」へ申請しない方、または高等制度において後期分授業料の減免対象者とならなかった方は「収納猶予・分納」のいずれか1つのみ選択し申請することができます。
ただし、高等制度の支援を受けていた者のうち、最終学年末の適格認定(学業成績)で「停止」または「廃止」とならなかった場合は「免除」に申請可能です。

◆2020年度以前に入学した学部生は、高等制度との「免除」の併願、または高等制度へ申請せず「収納猶予・分納」のいずれか1つのみ選択し申請することができます。

授業料免除

区分	申請要件	対象
経済的理由	経済的理由によって授業料の納入が困難である場合	大学院生・学部生※
学資負担者の死亡	授業料の各期の納入前6か月以内(新入生の場合は1年以内)において、申請者の学資負担者が死亡した場合	大学院生・学部生※
風水害等の災害	授業料の各期の納入前6か月以内(新入生の場合は1年以内)において、本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納入が著しく困難である場合 ※詳細は p.19を参照してください。	大学院生・学部生※

授業料収納猶予・分納

区分	申請要件	対象
経済的理由	経済的理由によって授業料の納入が困難である場合	大学院生・学部生※
その他	その他やむを得ない事情があると認められる場合	大学院生・学部生※

◆既に授業料を納入済みの方は申請できません。

◆授業料は免除・収納猶予・分納いずれか1つのみ選択し、申請してください。
ただし、学部生(私費外国人留学生除く)については、このページの冒頭に記載の注意点をよく確認してください。

◆高等制度の申込資格を有する学部生(p.2 参照)は、次の点にご注意ください。
・2021年 4 月以降に入学の方は、高等制度の申込資格がない者を除き、授業料「免除」には申請できません。(激甚災害を除く)
・「高等制度による授業料等免除」の申請を行う方は「収納猶予・分納」へも申請できません。

◆申請要件を満たしていても、下記のいずれかに該当する場合は授業料免除・収納猶予・分納の対象となりません。
1. 申請期直前の学期の授業料を滞納している場合(前後期一括申請者でも、前期授業料滞納者は後期分授業料免除等が適用されません)
2. 既に申請期の授業料を納入している場合
3. 所属先や奨学財団等から授業料が支給される場合もしくは、支給が決定している場合
4. 外国人留学生で国等から授業料が支給される場合もしくは、支給が決定している場合
例:国費外国人留学生、外国政府派遣留学生
5. 国家建設高水平大学公派研究生項目により採択されている場合
6. 特定の者を対象とした他の授業料等減免制度により授業料が免除となる場合
例:卓越大学院プログラム、博士課程教育リーディングプログラム、特待留学生授業料免除制度

◆申請要件を満たしていても、下記のいずれかに該当する場合は授業料免除の対象となりません。
1. 特別の理由なく同一の学年に留まっている場合
2. 特別の理由なく最短修業年限を超えている場合
3. 本制度の各期の結果が出るまでに、日本学生支援機構給付奨学金の適格認定(学業)の区分が「廃止」もしくは「停止」となった場合

◆申請要件の「授業料の納入が困難である」と認められるかは、本要項 p.25の「授業料免除・入学料免除の収入・所得限度額について」を参考にしてください。なお、表中の金額はあくまでも目安です。

◆免除の判定では学力も考慮しますが、基準は公開しておりません。

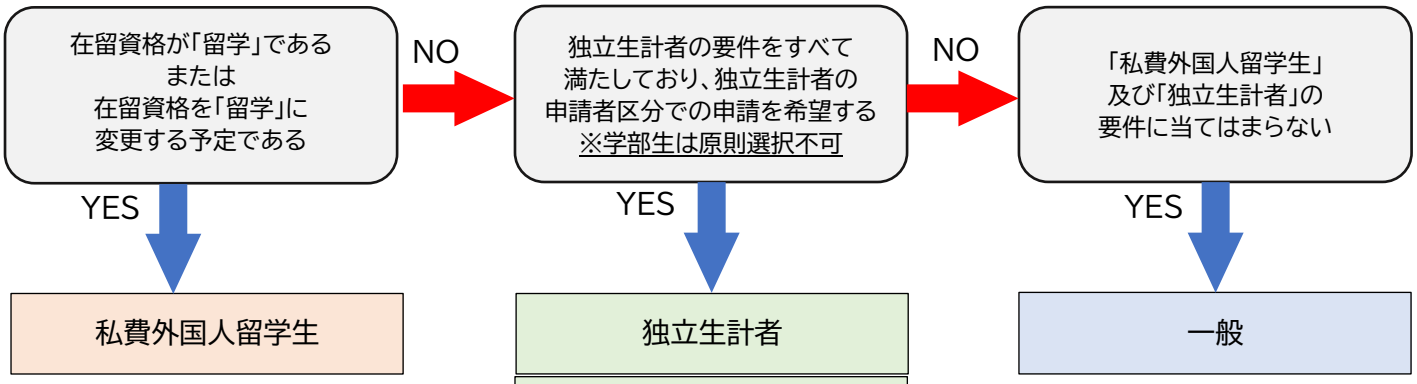
◆限られた予算の範囲内で免除を行いますので、申請要件を満たしている場合であっても免除が認められないことがあります。

◆日本学生支援機構貸与奨学金「授業料後払い制度」に申請する場合は、上記の授業料収納猶予・分納への申請は不要です。授業料後払い制度の支援可否が決定するまでの間、授業料の納入は猶予されます。

申請者区分及び世帯構成員

申請者区分により家計支持者及び世帯構成員が変わります。これにより準備すべき書類も変わりますので必ず確認してください。

〇申請者区分の確認



※私費外国人留学生として申請する場合は、在留資格が「留学」となっていることや在留期間（有効期限）内であることを確認してください。

独立生計者の要件

以下1～3の条件をすべて満たしていること
1. 本人(及び配偶者)の父母等と別居している
2. 本人(又は配偶者)に1年間生活できる恒常的な収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される
3. 所得税法上父母等の扶養家族でない

※1. について、父母等と同じ敷地内に住んでいる場合は、世帯を分離している場合でも、同居とみなします。

※独立生計者とは、父母等からの経済的支援を受けておらず、原則1年間生活できるだけの恒常的な収入が本人・配偶者(どちらか一方又は両方)にあり、その収入によって生計を成立させている者をいいます。この点で疑義が生じる場合は、確認を行い、独立生計者として認めないこともあります。

〇世帯構成員の確認

①一般・独立生計者

構成員 / 申請者区分	申請者	配偶者	父母	家計支持者の扶養下にある 兄弟姉妹	子	家計支持者の扶養下にある 祖父母等	家計支持者の扶養下にない 兄弟姉妹	家計支持者の扶養下にない 祖父母等	備考
一般	○	△	◎	○	△	○	×	×	父母の死亡などにより父母に代わって家計を支えている方も家計支持者になります
独立生計者	◎	◎	△	○	△	○	×	×	

◎:家計支持者(世帯に含まれる。申請者と別居の場合も世帯に含まれる。)　○:世帯に含まれる
△:家計支持者の扶養下にある場合は世帯に含まれる　×:世帯に含まれない

②私費外国人留学生

構成員 / 申請者区分	申請者	配偶者	子	父母 兄弟姉妹 祖父母等	備考
私費外国人留学生	◎	◎	○	△	

◎:家計支持者(世帯に含まれる。申請者と別居の場合も世帯に含まれる。)　○:世帯に含まれる
△:日本で同居しており、かつ家計支持者の扶養下にある場合は世帯に含まれる

◆上記の世帯構成員に含まれない家族の書類は不要です。所得に関する書類は家計支持者の分のみ必要です。

◆「家計支持者の扶養下」とは「所得税法上の扶養下」のことをいいます。ただし、遺族年金・障害年金・生活保護の受給者及び家計支持者が海外在住のため所得税法上の収入に関する書類により扶養人数が確認できない場合、就学者に係る該当書類等の提出をすることで、世帯構成員(家族数)に含めることができる場合があります。

◆【私費外国人留学生のみ】父母と同居している場合、上表によらず父母が家計支持者になります。

◆上表で判断ができない場合は、吹田学生センターへお問い合わせください。

システムでの申請書作成・申請様式の印刷

1. 作成方法

専用システムへの入力・登録

システム名「大阪大学授業料免除等制度_入学料免除等申請・授業料免除等申請システム」
URL：https://cs-web.osaka-u.ac.jp/menjo/
※システム TOP 画面右上に掲載のシステムマニュアルをご利用ください。

2. システム入力期間

9 月 7 日(月)0:00～10 月 5 日(月)16:30【日本時間】

3. ログイン方法

在学生
大阪大学個人 ID とパスワードで在学生欄からログインしてください。

10 月入学新入生
「新入生(2026 年 10 月入学者)」から『新規申請』を選択後、メールアドレス(任意)と新入生初期パスワードでログインしてください。
なお、メールアドレス登録は1人1件のみです。異なるメールアドレスを用いて複数件の情報を登録することはできません。

新入生初期パスワード(初回ログイン用)：handai2610
※既に大阪大学個人 ID(例：u123256a)とパスワードを所有している場合でも、メールアドレス(任意)と新入生初期パスワードを使用してログインしてください。
※2回目以降のログインでは、初回ログイン時に表示された修正用パスワードを使用してください。
この修正用パスワードは再発行ができません。紛失すると申請できなくなりますので、大切に保管してください。
※申請期間毎にパスワードは変更されます。

4. 情報入力

本要項 p. 14～p. 20 の「入学料・授業料免除等申請に必要な書類」を確認し、準備した書類を基に登録期間内にシステムへ入力してください。
登録期間内に登録が完了しなかった場合、書類を提出しても申請は無効になります。
※やむを得ず上記登録期間中に証明書類が用意できず金額が入力できない場合は、見込み額を入力し、受給の有無等の事実関係は漏れなく選択、入力してください。

5. 入力情報の確定

すべての項目の入力が完了したら必ず 確定する ボタンを押してください。
「申請内容確認」画面で 確定する ボタンを押さなければ、申請は無効になります。
また、入力途中であっても登録期間を過ぎると一切入力はできなくなります。
※登録後はシステム上で入力内容を修正することはできません。
修正が必要な場合は、システム登録完了後に印刷した各申請様式の該当箇所を直接赤インクで修正してください。
訂正印は不要です。また、修正テープ・付箋貼付による修正や PDF データ上での修正は行わないでください。
※システム登録後に発行される4桁の受付番号は結果確認のために必要です。紛失しないよう注意してください。

6. 各種申請様式の印刷

確定後のシステム画面の「申請書印刷」から申請様式の PDF をダウンロードして、印刷してください。
※各様式の印刷は片面印刷で行ってください。
※修正が必要な場合は、システム登録完了後に印刷した各申請様式の該当箇所を直接赤インクで修正してください。

7. 確認

申請関係書類を提出する前に、次のことを確認してください。
◆システム登録完了後に印刷した『提出書類チェックリスト』で必要書類がすべて揃っているかを確認し、チェックを入れてください。
◆免除等申請システムの入力に間違いがある場合、「提出書類チェックリスト」に必要な書類が正確に表示されていないことがあるため、必要書類の準備にあたっては本要項 p. 14～p. 20 の「入学料・授業料免除等申請に必要な書類について」を必ず確認してください。
◆申請期間に用意することができない証明書類は、最速の提出可能日(概ね1週間)を『提出書類チェックリスト』に記入してください。
ただし、遅くとも **10 月中旬**には提出してください。
免除等申請システムから出力される様式1－1、様式1－2は最低限必ず提出期限までに提出する必要があります。期限までにこれらの書類でさえも書類の提出がなければ、いかなる理由があっても申請を受け付けることはできません。
◆申請者本人が言語、体裁などを変更した様式は、受理できません。様式(言語、体裁など)を変更しないでください。

申請関係書類の提出

本要項 p.14～p.20 の「入学料・授業料免除等申請に必要な書類」を確認し、必要書類を揃えてシステムから印刷した様式と併せて吹田学生センターへ提出してください。

1. 提出方法

下記いずれかの方法による吹田学生センターへの必要書類の提出

①郵送（特定記録郵便等）

②各キャンパス学生センター前「学内提出 BOX」への投函

【学内提出 BOX 設置場所】

・吹田学生センター：IC ホール1階

・豊中学生センター：学生交流棟2階

・箕面学生センター：外国学研究講義棟2階

※①②いずれの場合も**角2封筒**に送付票を貼り、提出書類一式を入れること

2. 提出期間

9 月 7 日（月）～10 月 7 日（水）16：30【日本時間】

※郵送の場合、提出期間最終日の当日消印有効です。

※国際郵便による郵送の場合は、原則として提出期間最終日必着とします。

3. 宛先

〒565－0871　大阪府吹田市山田丘1－1　IC ホール1階

大阪大学吹田学生センター

4. 注意事項

◆郵送の場合、指定の「送付票」を貼付した**角2封筒**に提出書類を入れ、**特定記録郵便**等の配達記録が残る形で郵送してください。

◆郵送の場合で料金が不足していると、申請書類を受け取ることができませんので、予めご了承ください。

◆提出が遅れる証明書等がある場合は、揃っている申請書・証明書等をまず提出期間内に提出してください。
また、提出期間内に用意できない証明書類は、『提出書類チェックリスト』へ最速の提出見込み日（概ね 1 週間）を記入ください。
ただし、遅くとも **10 月中旬**には提出してください。

◆吹田学生センターで書類提出を確認後、受領確認をシステムによる自動送信メール（返信不可）にてお知らせします。
お知らせまでに日数を要する場合があります。
また、このお知らせは審査対象として受け付けることを認めるメールではありません。申請期間外の提出や申請無資格、又は最低限必要な書類が不足している等、受付不可である場合は受領確認メール後であっても起こり得るため、ご留意ください。

◆提出期間を過ぎた場合、書類は受理しません。「免除等申請システム」の入力が完了していても申請は無効となります。

◆提出書類等について吹田学生センターより指示がある場合には、その指示に従ってください。

不足・不備書類提出

提出された書類を点検後、不足・不備書類や確認事項等があれば吹田学生センターからメール又は電話で連絡します。

1. 提出方法

下記いずれかの方法による吹田学生センターへの書類提出

①郵送（特定記録郵便等）

②各キャンパス学生センター前「学内提出 BOX」への投函

【学内提出 BOX 設置場所】

・吹田学生センター：IC ホール1階

・豊中学生センター：学生交流棟2階

・箕面学生センター：外国学研究講義棟2階

※封筒に「授業料免除（入学料免除）不足書類在中　受付番号：〇〇〇〇」と記入し、提出書類にも受付番号を記入してください。

2. 注意事項

◆郵送の場合、**特定記録郵便等の配達記録が残る形**で郵送してください。

◆不足・不備書類の受領連絡は行っておりません。また、不足・不備書類の受領に関する問い合わせには応じられません。

◆期限までに全ての不足・不備書類の提出又は確認への回答がない場合は、免除等の対象外となります。

◆不足書類を提出しても、さらなる不足書類がある場合があります。
10 月中旬以降も提出書類についてご連絡する可能性がありますので、ご注意ください。

◆メール又は電話がつながらない場合は、申請者の不利益となりますので、ご注意ください。

◆やむを得ず提出期限に遅れる場合は、吹田学生センター授業料免除担当まで事前にご相談ください。

申請の取り下げ

申請を取り下げる事由が生じた場合は、次のいずれかの方法により授業料免除等の申請を取り下げてください。
なお、一旦申請を取り下げた場合、取り下げを撤回することはできません。
※システム入力内容修正の為の取り下げは行わないでください。
修正が必要な場合は、システム登録完了後に印刷した各申請様式の該当箇所を直接赤インクで修正してください。
ただしログイン方法(新入生・在学生)を間違ってしまった場合には、取り下げを行ってください。
また、高等制度の申込資格を有する学部生が入学料・授業料の「免除」へ申請した場合なども、取り下げを行ってください。

【取り下げ方法】
下記①か②のいずれかの方法で取り下げてください。
① 免除等申請システムで「申請の取り下げ」から取り下げの登録を行う。
② 吹田学生センター宛にメールで取り下げを希望する旨連絡する。

※緊急性が高い場合(学期途中での卒業で、その日付が近いなどの場合)には、直接吹田学生センターに申し出てください。
※申請取下げの手続き後、入学料や授業料の支払いが必要な場合は、後日担当部署から改めて通知しますので、通知内容に従いを納入してください。なお、手続きの完了まで時間がかかる場合があります。予めご了承ください。

結果発表

結果発表は大阪大学ホームページ上で行います。なお結果発表日が延長する場合は、事前にKOAN掲示板等でお知らせします。
◆10 月入学料免除・収納猶予結果発表予定時期
・11 月 30 日(月) 午前10時以降(予定)

◆後期(10 月～3 月)分授業料免除・収納猶予・分納結果発表予定時期
・1 月 29 日(金) 午前10時以降(予定)

【判定結果一覧】掲載 URL：https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/results

入学料	全額免除	入学料は全額免除されます。
	半額免除 不許可	本学から振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内に所定の振込手続を行ってください。 期限までに振込手続が完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。
	収納猶予	翌年 2 月末まで入学料の納入が猶予されます。 本学から振込依頼書を郵送しますので、指定の期日までに振込手続を行ってください。 期限までに振込手続が完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分を失いますので注意してください。
授業料	全額免除	後期分の授業料は全額免除されます。
	半額免除 不許可	発表時の通知文書の記載に従い、指定期日までに所定の授業料を納入してください。
	収納猶予	翌年 2 月下旬まで授業料の納入が猶予されます。 ※翌年 3 月末卒業・修了予定者は、別途所属学部・研究科から支払期限が指示される場合があります。
	分納	発表時の通知文書に従い、翌年 2 月下旬と 3 月下旬に後期授業料相当額を半額ずつ納入してください。 ※翌年 3 月末卒業・修了予定者は、別途所属学部・研究科から支払期限が指示される場合があります。

◆授業料の口座振替の手続をしている場合は、当該預金口座から引き落としできるよう指定期日までに入金を済ませてください。

◆口座振替の手続をしていない場合は、大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに大学が指定する口座へ振り込んでください。

◆授業料納入等に関する問い合わせ(口座振替手続きをしているかどうかの確認含む)は、所属学部・研究科に確認してください。

◆授業料後払い制度に申請している場合、その支援可否が決定するまで、授業料の支払いは引き続き猶予されます。

◆授業料免除判定結果において半額免除もしくは不許可になった者が授業料後払い制度支援の許可を受けた場合、日本学生支援機構により貸与奨学金として、直接本学にその授業料額を振込むことになります。
◆全額免除の方は必要な手続きはありません。

入学料・授業料免除等申請に必要な書類

◆後期申請時は2026 年 10 月1日時点の状況で書類を提出してください。
◆A4サイズより小さい書類を提出する場合はA4サイズにコピーするか、貼付用紙に貼り付けて提出してください。
◆同一の提出書類が複数の項目に該当する場合は、1通の提出で構いません。
◆市区町村発行の書類については、**発行から 3 カ月以内**で**マイナンバーの記載のないもの**を提出してください。
◆各様式はシステムからの出力の他、大学 HP にも掲載しています。
URL:https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system

1. 申請者全員が提出する書類

申請者区分			提出書類	注意事項
一般	独立生計者	私費外国人留学生		
●	●	●	**◆様式1－1、様式1－2** 「入学料・授業料免除等申請書」	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。 私費外国人留学生は、様式1－1に日本在留中の生活費・学費を含む経費支弁能力を有することを証明したにも関わらず免除申請する理由を記載してください。 **※左の 2 種類の様式は申請書・各種証明書等の提出締め切り【厳守】ですので、ご注意ください。**
●	●	●	**◆様式2**「奨学金状況調書」	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。 奨学金の受給が証明できる書類の提出が必要になる場合があります。 詳細については『様式2』の記載を確認してください。
●	●		「注意事項」欄に記載の対象者に係る **◆令和8年度の所得・課税証明書（原本）** ※令和8年度所得課税証明書は、令和7年度の所得について証明した書類です。 ※「給与所得者に係る市（区町村）民税・（都道府）県民税特別徴収税額の決定通知書」は提出不可です。	【対象者】 一般 〇家計支持者（父母、又は父母に代わって家計を支持する者） ・父母がともにいる場合、無職であっても双方の証明書が必要です。 ・父母の死亡等により父母に代わる家計支持者がいる場合も証明書が必要です。 独立生計者 〇本人・配偶者 ※記載内容に省略のない様式の原本を提出してください。 →給与・給与外所得の金額、配偶者控除・扶養控除人数、住民税課税・非課税の有無が明記されているか確認してください。
●	●		**◆様式10－3**	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。
	●		**◆様式3**「独立生計者の家計状況報告書」	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。 収入≧支出となる必要があります。 記載内容に疑義がある場合は、確認させていただくことがあります。 ※2027年 3 月末で本学から離籍する場合は、併せて p.20 も確認してください。
	●		本人・配偶者の **◆住民票（原本）**	※申請要項で定める同一世帯と認められる家族全員分が必要です。 ※世帯全員分である旨の証明がある住民票を提出してください。世帯全員分である旨の証明ができない場合は、父母の世帯全員分の住民票を提出してください。 ※「続柄」の省略がないものを提出してください。 ※外国籍の方は、在留資格の表記を省略しないでください。 ※発行 3 ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。 ※父母等と別居しているが住民票を異動させていない場合は、 **◆本人・配偶者と父母等が記載された住民票（原本）** **◆申請者の名前がわかる賃貸借契約書（写）** 上記2点を提出してください。
	●		申請者の **◆父母の所得税法上の扶養から外れていることがわかる書類** ※提出不要の場合あり	【例】給与所得者の扶養控除等異動申告書（写） 健康保険の扶養から外れた証明書は提出不可です。 なお、「①本人の年収が 123 万円※以上であること」、又は「②本人の配偶者の年収が 123 万円※以上あり、本人が配偶者に扶養されていること」が他の証明書類により証明できる場合は**提出不要**です。 ただし、給付奨学金を収入源とする場合、123 万円※を超えていても所得税法上の扶養から外れないため、書類の提出が必要です。 ※税制改正により（基礎控除＋給与所得控除）の合計額に変更があった場合は、変更後の額が適用されます。
		●	**◆様式4** 「私費外国人留学生の家計状況報告書」	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。 収入≧支出となる必要があります。 記載内容に疑義がある場合は確認させていただく場合があります。 ※2027 年3月末で本学から離籍する場合は、P.20 も確認してください。
		●	**◆様式4別紙**「領収書等貼付用紙」	「最近1か月分の電気・ガス・水道料などの支払いがわかる書類（領収書、預金通帳など）」を様式4別紙に貼付又はホチキス留めして提出してください。
		●	**◆賃貸借契約書（写）**	住所・賃借人名・賃貸人名・契約期間・家賃・入居者が分かるものを提出してください。 大阪大学の学生寮（外国人向けの宿舎を含む）に住んでいる場合は提出不要です。
		●	**◆在留資格が「留学」であることがわかる書類（写）**	最新の「在留カード」の表裏両面の写しを提出してください。 申請時点で渡日しておらず（あるいは住民登録の手続きを行っておらず）在留カードの写しが提出できない場合は在留資格証明書または在留資格変更許可申請書の写しを提出してください。
●	●	●	**◆提出書類チェックリスト**	『免除等申請システム』からプリントアウトしてください。 提出時に書類がそろっているか確認し、チェックを入れてください。

2. 家計支持者[注]の収入に関する書類　注:「家計支持者」とは、本要項 p.10 に定める者を指します。
（それぞれの区分を確認し、該当する区分があれば◆の必要書類を提出してください。「本人（配偶者）」の収入については、所得税法上、家計支持者（父母等）の扶養に入っている場合は提出不要です。）

区分		提出書類等	発行機関
給与所得者（専従者、パート・アルバイト※を含む） ※大阪大学でのアルバイトを除く	前年１月１日以前より継続して企業等から給与収入を得ていた	**◆令和7（2025）年分の源泉徴収票（写）** ※大阪大学の源泉徴収票は、すべてのアルバイトが合算されるため使用できません。収入に関する書類提出には様式 6-1 または様式 6-2 等をご使用ください。ただし、「一般」区分での申請に限り、教職員の場合は大阪大学の源泉徴収票も使用可とします。 ※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先のものが必要です。	勤務先
	前年1月2日以降に転職・就職し、現在も勤めている もしくは、 10 月 1 日以降からの就職が決まっている	**◆様式6－1**「支払見込み証明書」 もしくは **◆様式6－2**「給与明細関係書類貼付用紙」 および **◆連続した直近3か月分の給与明細（写）**※を添付してください。 ※連続した直近3カ月間のものに限ります。 ※連続した直近3カ月の給与明細が準備できない場合は様式 6-1 を提出してください。 **※システム登録完了後、申請基準日までに勤務が決定した場合にも申告・提出が必要です。**	勤務先
給与所得者で 確定申告を行っている者		**◆令和 7（2025）年分の確定申告書控 第一表・第二表・（別紙）（写）** ※マイナンバーの記載がある場合は、黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。 ※電子申告の場合は受付日時が確認できるものに限ります。 ※第二表に「別紙のとおり」と記載されているものは、当該別紙（写）も提出してください。 ※第二表「所得の内訳」に所得の種類「雑（収入）」の記載があり、その収入について申請基準日以降は継続しない場合は、赤インクで取り消し線を引いて提出してください。 ※確定申告書だけの提出では不十分です。確定申告書に併せて給与については上記を参照し、源泉徴収票、様式 6-1 または様式 6-2 を提出してください。またその他所得についても本要項を参照の上必要な書類を提出してください。	税務署
給与所得者以外（自営業等）		**◆令和7（2025）年分の確定申告書控 第一表・第二表・（別紙）（写）** ※マイナンバーの記載がある場合は、黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。 ※電子申告の場合は受付日時が確認できるものに限ります。 ※第二表に「別紙のとおり」と記載されているものは、当該別紙（写）も提出してください。 ※第二表「所得の内訳」に所得の種類「雑（収入）」の記載があり、その収入について申請基準日以降は継続しない場合は、赤インクで取り消し線を引いて提出してください。 確定申告をしていない場合 **◆令和 7（2025）年分の市（区町村）・県（都道府）民税申告書の控（写）** 前年1月2日以降に開始した事業等で所得を得ている場合 **◆様式 6-4「所得金額等申請書」** ※この様式は大阪大学ホームページからダウンロードしてください。	税務署 市町村
休職者		**◆休職証明書（自由様式）** ※休職期間および休職期間中の給与の有無を明記してください。また給与がある場合は様式 6-1 を提出してください。 なお、休職期間の終期が不明・未定の場合は「不明」と記載してください。 休職期間中に給与・手当等が支給される場合 **◆支給額が分かる書類（写）**を提出してください。（例：傷病手当金支給決定通知書）	勤務先等
労災保険休業補償給付金受給者		**◆労災保険休業補償給付決定通知書（写）** もしくは **◆労災保険休業補償給付支払振込通知（写）**	労働基準監督署
傷病手当受給者		**◆傷病手当金支給決定通知書（写）** ※最初の受給対象日及び日額の記載がある通知書が必要です。	協会けんぽ 共済組合等
育児休業給付金受給者		**◆育児休業給付金支給決定通知書（写）**	ハローワーク

退職者・廃業者 前年1月1日以降に勤務先を退職 もしくは事業を廃業した場合	**◆退職日が分かる書類(写)・廃業届(写)等** 例:退職証明書、退職の記載がある源泉徴収票(写) アルバイト・パートの退職に限り **◆様式10－2**「アルバイト等に関する退職申立書」を提出してください。 ※この様式は大阪大学ホームページからダウンロードしてください。	勤務先 税務署
雇用保険(失業給付金)受給者	**◆雇用保険受給資格者証(両面)第１面～第４面全て(写)** ※支給日数と日額確認のため、必ず両面を提出してください。	ハローワーク
公的年金・企業年金・恩給受給者	※「公的年金等の源泉徴収票」は提出不可です。 **◆様式7**「年金関係書類貼付用紙」 ※**◆最新の年金振込通知書(写)** または **◆最新の年金額改定通知書(写)** または **◆最新の年金決定通知書(写)**を添付してください。 ※年金生活者給付金を受給している場合は以下も併せて提出してください。 **◆年金生活者給付金振込通知書(写)** **(上記いずれかの通知書に追記された形で通知される場合があります。)** 各期の基準日(前期:4 月 1 日　後期:10 月 1 日)以降受給開始予定の場合は、 **◆年金証書等(写)**(最新の年金額が分かる書類)を提出してください。	日本年金機構 共済組合 保険会社等
個人年金受給者	**◆確定申告書控(写)第一表・第二表(・別紙)(写)** ※受取額ではなく所得額がわかる必要があります。 ※確定申告をしていない場合は、最新の個人年金の受取額と掛け金控除額がわかる書類等、所得額がわかる書類を提出してください。	保険会社等
児童手当受給者	**◆提出書類なし** 世帯構成員に高校生以下の児童がいる場合は、受給月額をシステムに入力してください。	―
児童扶養手当受給者	**◆児童扶養手当証書(写)**	市区町村
特別児童扶養手当受給者	**◆特別児童扶養手当受給証明書(写)等** ※各市町村より発行される受給証明書等、特別児童扶養手当を受給していることがわかる書類を提出してください。	市区町村
養育費受給者	**◆提出書類なし** 実際に受け取っている金額をシステムに入力してください。	―
生活保護受給者 (生活保護認定世帯)	**◆最新の生活保護決定(変更)通知書(写)**	市区町村
大阪大学でアルバイト等により 収入を得ている者	**◆様式6－3**「大阪大学アルバイト等申告書」 ※学内のアルバイトの他、TA、RA、TF、チューター、院生医員としての勤務が、この様式での申告対象です。 ※事務補佐員、技術補佐員、教務補佐員、特別研究員や研修医としての勤務は、この様式で申告できません。 **※システム登録完了後、申請基準日までに勤務が決定した場合にも申告・提出が必要です。**	申請システム
日本学術振興会特別研究員	**◆審査結果通知書または採用決定通知書(写)** ※採用後に**研究奨励金が増額された場合は、増額後の金額が確認できる書類**も提出してください。 **◆研究遂行経費の扱いがわかる書類**※_2点とも必要です。 ※「ウェブ登録画面」又は「登録通知メール」など ※過去に研究遂行経費を申請した後に変更がない方は、最初に研究遂行経費を申請した時の研究遂行経費の扱いがわかる書類を提出してください。 ※研究遂行経費の取り扱いの申請状況によって、月額の扱いが異なります。 〇:取り扱いをする　・・・年額１６８万円 ※令和８年度採用:１９０万６千円・特別手当あり:１９３万２千円 ×:取り扱いをしない・・・年額２４０万円 ※令和８年度採用:２７２万４千円・特別手当あり:２７６万円 ※上記月額によらない場合は、システムに直接入力し修正してください。 ※日本学術振興会の源泉徴収票他、当該収入に関する提出は不要です。	日本学術 振興会

<table>
<tr><td rowspan="2">次のいずれかのプログラムから経済的支援を受ける者
・「卓越大学院プログラム」の奨励金
・「大学フェローシップ創設事業」の研究専念支援金
・「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の研究奨励費
・「次世代 AI 人材育成プログラム」の研究奨励費
・「ダイキン学生研究員」の奨励金</td><td>今年からプログラムに採用されている場合</td><td>◆提出書類なし
※大学側で確認します。
※システムには受給額を給与収入として入力してください。
※算入前に必ず Q&A No.90 を参照すること。</td><td>-</td></tr>
<tr><td>昨年以前からプログラムに採用されている場合</td><td>◆令和 7(2025)年分の確定申告書控 第一表・第二表・(別紙)(写)
※マイナンバーの記載がある場合は、黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。
※電子申告の場合は受付日時が確認できるものに限ります。
※第二表に「別紙のとおり」と記載されているものは、当該別紙(写)も提出してください。
※第二表「所得の内訳」に所得の種類「雑(収入)」の記載があり、その収入について申請基準日以降は継続しない場合は、赤インクで取り消し線を引いて提出してください。
※算入前に必ず Q&A No.90 を参照すること。

留学生の方
租税条約等により確定申告をしていない場合は、提出不要です。</td><td>税務署</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他プログラムで奨励金等を受給する者</td><td>◆プログラムに採用されていることがわかる書類(写)
◆奨励金の受給金額、受給期間がわかる書類(写)_2点とも必要です。</td><td>プログラム主催者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
2026 年 10 月～2027 年 9 月の期間に見込まれる収入</td><td>◆その収入がわかる根拠書類</td><td>-</td></tr>
</table>

4. 申請者本人が区分に該当する場合に必要な書類

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>提出書類等</th><th>発行機関</th></tr>
<tr><td colspan="2">私費外国人留学生を除く学部学生</td><td>◆様式 11「高等教育修学支援制度授業料等免除申請状況調書」
※大学入学までの学歴を確認するため、根拠書類を提出頂く場合があります。
詳しくは様式11を確認してください。
※既に「学士」の学位を取得しており、今回初めて本学独自制度に申請される方は、学士の学位を取得していることがわかる書類を提出ください。
例:卒業証明書</td><td>申請システム</td></tr>
<tr><td rowspan="3">私費外国人留学生</td><td rowspan="2">日本に家族(世帯構成員※)がいる

※本制度における「世帯構成員」および「家計支持者」の定義については p.10 参照</td><td>◆住民票(原本)
※日本にいる申請者の家族(世帯構成員)全員分が必要です。
※世帯全員分である旨の証明があり、かつ「続柄」の記載がある住民票を提出してください。
※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
※発行 3 ヶ月以内のものを提出してください。
※外国籍の方は、在留資格の表記を省略しないでください。</td><td>市区町村</td></tr>
<tr><td>◆令和 8 年度所得・課税証明書(原本)
※令和 8 年度所得・課税証明書は、令和 7 年度の所得について証明した書類です。
※申請要項で同一世帯と定める家族のうち、家計支持者全員分が必要です。家計支持者については申請要項p.10 を確認してください。ただし、申請者及び申請者の子のものは不要です。
※記載内容に省略のない様式の原本を提出してください。
→給与・給与外所得の金額、配偶者控除・扶養控除人数、住民税課税・非課税の有無が明記されているか確認してください。
※発行 3 ヶ月以内のものを提出ください。</td><td>市区町村</td></tr>
<tr><td>ルームシェアをしている</td><td>◆様式12「ルームシェアの申立書」
※同居人の署名が必要です。
※賃貸借契約書により、同居人の氏名が確認できるようにしてください。</td><td>申請システム</td></tr>
</table>

最短修業年限超過 または 同一学年での留年 ※収納猶予、分納の申請者の方は提出不要です。	**◆様式8**「最短修業年限超過者等に係る事由書」 ※要厳封 ※休学や留学等により超過・留年した場合も含みます。 ※指導教員の所見がない場合は、書類不備で不許可となります。 ※指導教員から直接提出する場合は、「提出書類チェックリスト」にその旨記載してください。 ※様式8の提出が必要かどうかの基準は p.24を参照してください。 病気を理由に超過・留年している場合 **◆医師の診断書(写)**を添付してください。 ※休学時にすでに大学へ提出されている場合は、省略可とします。	本人 指導教員
学資負担者の死亡	**◆死亡診断書(写)** もしくは **◆埋葬許可証(写)** ＊対象期間＊ 10月入学新入生 ２０２５年１０月１日～２０２６年９月３０日 在学生 ２０２６年４月１日～２０２６年９月３０日	病院 市区町村

5. 特別控除を受けるために必要な証明書類

◆世帯人員欄に記載された方全員について、以下の区分に該当し、特別控除を受けようとする場合は必要書類を提出してください。特別控除を受けるための書類に不足・不備がある場合は、控除は適用されません。
◆本要項 p.10 申請者区分及び世帯の構成員の確認」を確認の上、免除等申請における世帯構成員のうち、該当する方の証明書類を提出してください。

区分	提出書類等	発行機関
就学者	**◆様式5**「在学状況書類貼付用紙」 ※小中学生は提出不要です。 ※小中学生以外は学生証(写)を貼付し、必要事項を記入してください。 ※基準日以降の在籍を証明する書類でも構いません。 例:在学証明書(原本) ※入学直後等で学生証が未発行の場合は、下記いずれかを提出してください **◆各学校所定様式の在学証明書(原本)** 又は、 **◆合格通知書(写)** **◆入学手続が完了していることが確認できる書類**(例:入学金支払領収書(写)等) の２点 次に該当する場合は、免除判定における「就学者」には該当しません。 ※予備校生・研究生・特別聴講生・聴講生・科目等履修生の場合 ※学校種別が「専修学校(一般課程)」又は「各種学校」の場合	就学者の 在学校
母子・父子世帯	**◆母子世帯又は父子世帯であることが確認できる書類** (例) ・令和８年度所得・課税証明書(原本)※ ・令和７(2025)年分の源泉徴収票(写)※ ※寡婦(夫)控除欄又はひとり控除欄の記載があるものに限り有効です。 ・遺族年金を受給していることが分かる書類(写) ・児童扶養手当を受給していることが分かる書類(写) ・戸籍謄本(原本)	市区町村 日本年金機構 勤務先等
障がい者 原爆被爆者	**◆障がい者手帳(写)・療育手帳(写)・精神障害者保健福祉手帳(写)** 手帳更新手続中の場合は更新中であることが分かる **◆申請書(写)**を提出してください。 **◆被爆者健康手帳(写)**	市区町村
6か月以上の長期療養者 要介護認定者	**◆様式9**「療養費証明書」 ※原則、医師・施設の証明を受けたものを提出してください。 ※提出にあたっては、様式9の記入要領の記載を参照し、必要に応じて証明書類を添付してください。 ※健康保険(国民健康保険・協会けんぽ・健康保険組合・後期高齢者医療保険)以外の医療費助成(障碍者医療・ひとり親医療証・指定難病・自立支援医療など)を受けている場合は、それらの医療証等の写しを提出してください。	病院 薬局等

火災、風水害、盗難等の 被害を受けた世帯 ※激甚災害もしくは2020年7月豪雨に被災した場合は次項を参照してください。 ※**前後期一括申請はできません**のでご留意ください。	**1. 被(罹)災状況が確認できる書類** **◆罹災証明書(写)**又は**◆盗難届出証明書(写)** **2. 被害金額が分かる書類(写)** **3. 損害保険金等の補填金額がわかる書類(写)（3点とも必要）** ＊対象期間＊ 10月入学新入生 ２０２５年１０月１日～２０２６年９月３０日 在学生 ２０２６年４月１日～２０２６年９月３０日 ※なお、2020年7月豪雨による被災に関しては、上記期間にかかわらず対象とします。	消防署 市区町村 保険会社等
激甚災害の 被害を受けた世帯 ※2020年7月豪雨に被災した場合は次項を参照してください。 ※**前後期一括申請はできません**のでご留意ください。	**1. 被災状況が確認できる書類** （例） ・罹災証明書(写) ・死亡診断書(写) ・行方不明を証明する書類(写) ・医師の診断書(写) ・解雇に関する通知書(写) ・会社の倒産等を証明する書類(写) ・被災証明書(写) ※学内へすでに罹災証明書等を提出している場合で、手元に罹災証明書等がない場合、提出を不要とする場合もあります。吹田学生センターまで相談してください。 **2. 被害金額が分かる書類(写)** **3. 損害保険金等の補填金額がわかる書類(写)（3点とも必要）** ＊対象期間＊ 10月入学新入生 ２０２５年１０月１日～２０２６年９月３０日 在学生 ２０２６年４月１日～２０２６年９月３０日 ※なお、2020年7月豪雨による被災に関しては、上記期間にかかわらず対象とします。	消防署 市区町村 保険会社等
2020年7月豪雨により 被災した世帯 ※**前後期一括申請はできません**のでご留意ください。	**1. 被災状況が確認できる書類** （例） ・罹災証明書(写) ・死亡診断書(写) ・行方不明を証明する書類(写) ・医師の診断書(写) ・解雇に関する通知書(写) ・会社の倒産等を証明する書類(写) ・被災証明書(写) **2. 被害金額が分かる書類(写)** **3. 損害保険金等の補填金額がわかる書類(写)（3点とも必要）**	消防署 市区町村 保険会社等

（次ページにつづく）

6. その他

区分	提出書類等		発行機関
他特別な事情等があり、申し立てが必要な方	**◆様式10－1**「申立書・事情書」 ※大学ホームページ掲載の様式をダウンロードして記入ください。 ※Word に直接入力し、印刷していただいても構いません	大学 HP	
残りの在学期間が6ヶ月以下かつ、右記様式での提出を希望する方 【独立生計者　または　私費外国人留学生のみ】	申請基準日(2026年 10 月 1 日)から残りの在学期間が6ヶ月以下であるため、2026年 10 月から1年間の家計状況が記入できない場合に限り、例外措置として 2026年 4 月～2027年３月の家計状況の申告を認めます。その際は、通常の様式に代えて以下の書類を提出してください。以下に代えて申請が可能です。 独立生計者の場合 **◆様式3⇒様式3A、様式6-1⇒様式 6-1A、様式 6-3⇒様式 6-3A** 私費外国人留学生の場合 **◆様式4⇒様式4A、様式6-1⇒様式 6-1A、様式 6-3⇒様式 6-3A** ※大学ホームページ掲載の様式をダウンロードして記入ください。	大学 HP	

注意の必要な提出書類

① 所得・課税証明書

△△年度　　市民税・県民税　課税証明書

住所	
氏名	

○○年度所得	
（給与収入）	○○○円
給与所得	○○○円
（公的年金収入）	○○○円
雑所得	○○○円
不動産所得	○○○円
株式等譲渡所得	○○○円
合計所得金額	○○○円
＊＊以下余白＊＊	

所得控除の内訳	
医療費控除	○○○円
社会保険料控除	○○○円
生命保険料控除	○○○円
配偶者控除	○○○円
扶養控除	○○○円
基礎控除	○○○円
所得控除計	○○○円
＊＊以下余白＊＊	

課税標準額	
総所得額	○○○円
株式等譲渡所得	○○○円

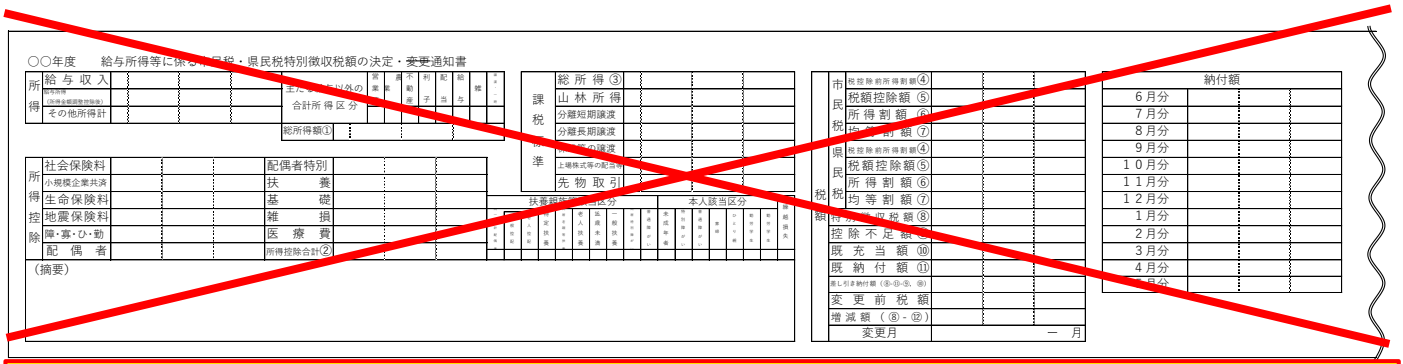
年税額	
税額控除（市民税）	○○○円
税額控除（県民税）	○○○円
均等割（市民税）	○○○円
均等割（県民税）	○○○円
所得割（市民税）	○○○円
所得割（県民税）	○○○円

配偶者控除		扶養人数						本人			
	老人		特定	老人	１６歳未満	特別	その他	特別障害	その他	ひとり親	勤労学生
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

給与・給与外所得の収入別金額、配偶者控除・扶養控除人数、
住民税課税・非課税の有無が明記されて記載されていること！
内容が省略されている証明書は提出不可です。

◆注意◆

給与所得に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書（提出不可）



給与所得に係る市（区町村）民税・（都道府）県民税　特別徴収税額の決定通知書は提出不可です！

② 確定申告書控え（別紙内訳書）



所得の内訳書（書き方については、裏面の内訳書の裏面を読んでください。）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）

提出用

所得の種類	種目	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基因となる資産の数量	収入金額（源泉徴収税額の計算の基となった金額）	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
	給与	株式会社 ABC		円	円	年　月
	雑所得	株式会社 DEF				
	~~雑所得~~	~~株式会社 GHI~~				

国民年金保険料や生命保険料の

ならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

04.11

単発や、すでに終了している「**雑所得**」については赤線を引いて消込をしてください。

※退職している「給与収入」については様式 10-2 の提出が必要です。ただし、アルバイトではなく正規雇用の場合は、退職日がわかる書類を提出してください。

※「業務」所得の場合は廃業届が必要です。

③ 年金関係（様式7添付書類）

・年金振込通知書（最新のものに限る）



年金振込通知書

（振込予定日）　年　月　日

振込先 (7)

	令和　年　月の支払額	令和　年　月の支払額	令和　年　月の支払額	参考：前回支払額（令和　年　月の振込額） (8)
年金支払額	(1) 円	円	円	円
	(2) 円	円	円	円
	(3) 円	円	円	円
	(4) 円	円	円	円
	(5) 円	円	円	円
差引振込額	(6) 円	円	円	円

1　支払には、支払の前に死亡、障害停止等があります。
2　支払額の変更が予定されている場合は、令和8年4月までの記載がありません。
3　8月以降の介護保険料等の徴収は、6月と同じ額を記載しています。事前に特別徴収される額は、市区町村からご本人に通知される決定通知書の金額になります。詳細については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

印影

厚生労働省
管掌支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書にかかる注意事項

振込予定日　振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

■ 注意事項

■ 年金から特別徴収する保険料等

年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

2505　1034　0089

・年金改定額通知書（最新のものに限る）



国民年金・厚生年金保険　年金額改定通知書

年金の種類　　年金

基礎年金番号　　年金コード

	令和　年　月の年金額（年額）	参考：改定前の年金額　年　月の年金額（年額）
国民年金（基礎年金） 基本額	(1) 円	円
国民年金（基礎年金） 支給停止額		円
国民年金（基礎年金） 年金額		円
厚生年金保険 基本額	(2) 円	円
厚生年金保険 支給停止額		円
厚生年金保険 年金額		円
合計年金額（年額）	(3) 円	円

令和　年　月　日

印影

厚生労働大臣

年金額改定通知書について（令和7年4月からの年金額）

●厚生年金保険の代行部分の年金を受け取っている方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。

●国民年金（基礎年金）の「年金額」欄の金額に「＊」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度以降の年金記録の第3号被保険者期間に係る特例保険料期間へ訂正したことにともない、平成30年度から年金額が減額されるため、特例的に記録訂正前の年金額の9割を支給しています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

[決定への不服申立制度について]

※左のマークは音声コードです。このお知らせに関する内容を音声で聞くことができます。

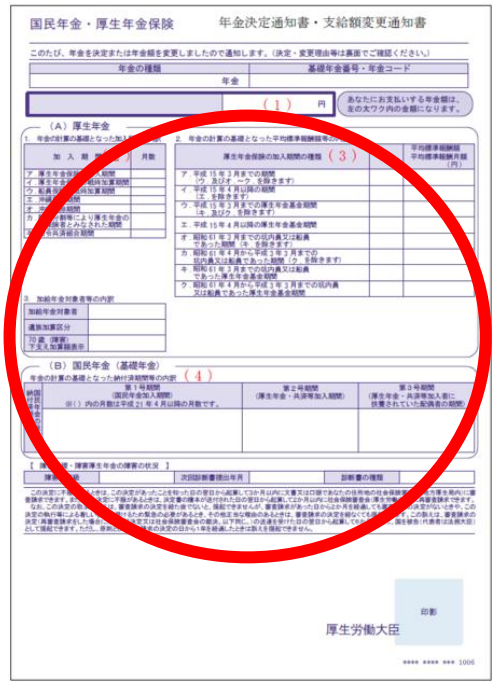
二次元コード

年金額の改定に関するご案内や通知書の見方については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

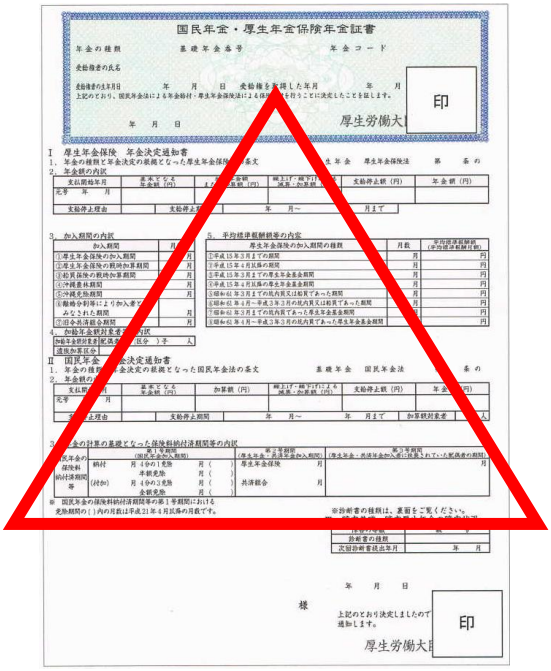
年金額等の改定　検索

二次元コード

・年金決定通知書（最新のものに限る）



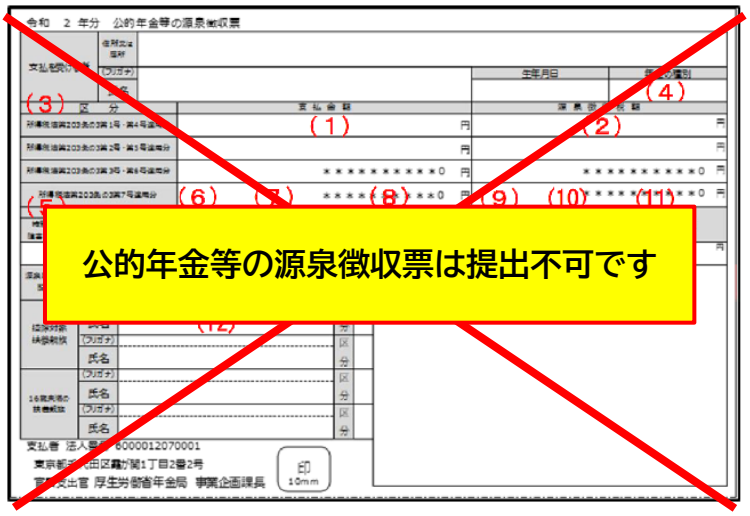
・年金証書（各期基準日以降の受給開始者に限る）



・年金生活者給付金振込通知書（支払通知書等に追記され、別紙ではない場合があります）



◆**注意**◆公的年金等の源泉徴収票（提出不可）



最短修業年限超過・留年（様式8提出基準）について

授業料「免除」申請をしている方のうち、基準日時点（前期：4月1日　後期：10月1日）で最短修業年限を超過している、もしくは基準日で留年する場合に提出が必要です。（授業料「収納猶予」・「分納」申請者は提出不要です。）
「最短修業年限を超過する」とは休学等の期間を含み、各学部・研究科の修業年限を経過した後も在籍していることをいいます。
なお、大学院生で長期履修制度を利用されている方の場合は、長期履修が認められている年数が、最短修業年限となります。
学部生で編入学されている方の場合は、編入学した学年から最終学年までの年数が最短修業年限となります。

例1：修業年限が4年の場合
　2023年　4月入学⇒最短修業年限：2027年3月末
　2023年10月入学⇒最短修業年限：2027年9月末

例2：2年制の研究科博士前期課程で 4 年間の長期履修が認められた場合（修業年限4年）
　2023年　4月入学⇒最短修業年限：2027年3月末

例3：4 年制学部に 3 年次編入した場合（修業年限 2 年）
　2025年　4月入学⇒最短修業年限：2027年3月末

各学部・研究科の最短修業年数は以下のとおりです。

〇最短修業年数一覧

学部		最短修業年数
文学部		4年
人間科学部		4年
法学部		4年
経済学部		4年
理学部		4年
医学部	医学科	6年
	保健学科	4年
歯学部		6年
薬学部		6年
工学部		4年
基礎工学部		4年
外国語学部		4年

研究科		最短修業年数	
		博士前期（修士）課程	博士後期（博士）課程
文学研究科		2年	3年
人間科学研究科		2年	3年
法学研究科		2年	3年
経済学研究科		2年	3年
理学研究科		2年	3年
医学系研究科	医学・医科学	2年	4年
	保健学	2年	3年
歯学研究科			4年
薬学研究科	博士前期	2年	
	博士後期　3年制		3年
	博士後期　4年制		4年
工学研究科		2年	3年
基礎工学研究科		2年	3年
言語文化研究科		2年	3年
国際公共政策研究科		2年	3年
生命機能研究科※		2年	3年
情報科学研究科		2年	3年
高等司法研究科	既修者	2年	
	未修者	3年	
人文学研究科		2年	3年
連合小児発達学研究科		2年	3年

※生命機能研究科に１年生から入学し、５年生まで在籍する方の最短修業年数は５年です。

注意が必要な例1　：　●×学研究科（博士後期課程・3 年制）・10月入学の場合

在籍年数	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
学年	1年		2年		3年		3年（留年）		3年（留年）	
年度	20X1	20X2		20X3		20X4		20X5		20X6
申請時期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期
申請区分（前期・後期・一括）	後期のみ	前後期一括		前後期一括		前期のみ	後期のみ	前期のみ	後期のみ	前期のみ
様式8							要（最短修業年限超過）（留年）	要（最短修業年限超過）	要（留年）	要（最短修業年限超過）

注意が必要な例2　：　生命機能研究科（博士課程・5年一貫）・4 月入学の場合（毎年春に前後期一括申請をする場合）

在籍年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目以降
学年	1年	2年	2年（留年）	3年	4年	5年
年度	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5	20X6
様式8			要（留年）			要（最短修業年限超過）

授業料免除の収入・所得限度額について

授業料免除を受けるためには「経済的理由によって授業料の納入が困難である＝家計基準を満たしている」ことが条件の一つとなっています。しかし、例年申請者の中には、申請者世帯の収入・所得が家計基準を超過し不適格である方が多く見受けられます。そのため申請にあたってはまず下記の収入・所得限度額目安表を参照してください。

ただし、あくまでも目安額であり家庭に特別の事情がある場合（就学者や長期療養者、障害者のいる世帯である場合等）については、収入・所得限度額が緩和されることがありますので限度額を大きく超過していない場合は申請が可能です。

収入・所得限度額目安表

学種	世帯構成[注1]	給付型奨学金[注2]の有無	収入限度額[注3]		所得限度額[注4]	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	無	328 万円	391 万円	168 万円	212 万円
		有	251 万円	304 万円	114 万円	150 万円
	3人世帯	無	360 万円	422 万円	190 万円	234 万円
		有	282 万円	335 万円	136 万円	172 万円
	4人世帯	無	418 万円	481 万円	231 万円	275 万円
		有	341 万円	394 万円	177 万円	213 万円
	5人世帯	無	461 万円	524 万円	261 万円	305 万円
		有	384 万円	436 万円	207 万円	243 万円
博士前期・修士・法科大学院	1人世帯	無	256 万円	—	124 万円	—
		有	126 万円	—	18 万円	—
	2人世帯	無	345 万円	408 万円	180 万円	224 万円
		有	194 万円	257 万円	74 万円	118 万円
	3人世帯	無	381 万円	444 万円	205 万円	249 万円
		有	230 万円	293 万円	99 万円	143 万円
	4人世帯	無	442 万円	505 万円	248 万円	292 万円
		有	292 万円	354 万円	142 万円	186 万円
	5人世帯	無	488 万円	551 万円	280 万円	324 万円
		有	337 万円	400 万円	174 万円	218 万円
博士後期・博士	1人世帯	無	317 万円	—	160 万円	—
		有	120 万円	—	13 万円	—
	2人世帯	無	431 万円	494 万円	240 万円	284 万円
		有	222 万円	285 万円	93 万円	137 万円
	3人世帯	無	478 万円	541 万円	273 万円	317 万円
		有	269 万円	332 万円	126 万円	170 万円
	4人世帯	無	548 万円	611 万円	322 万円	366 万円
		有	339 万円	402 万円	175 万円	219 万円
	5人世帯	無	602 万円	662 万円	360 万円	404 万円
		有	393 万円	456 万円	213 万円	257 万円

注1：限度額を算出するためにモデルとした世帯構成の例
1人世帯・・・本人
2人世帯・・・父（主たる学資負担者）・本人
3人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人
4人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人・公立高校生（自宅通学）
5人世帯・・・父（主たる学資負担者）・母（専業主婦）・本人・公立高校生（自宅通学）・中学生

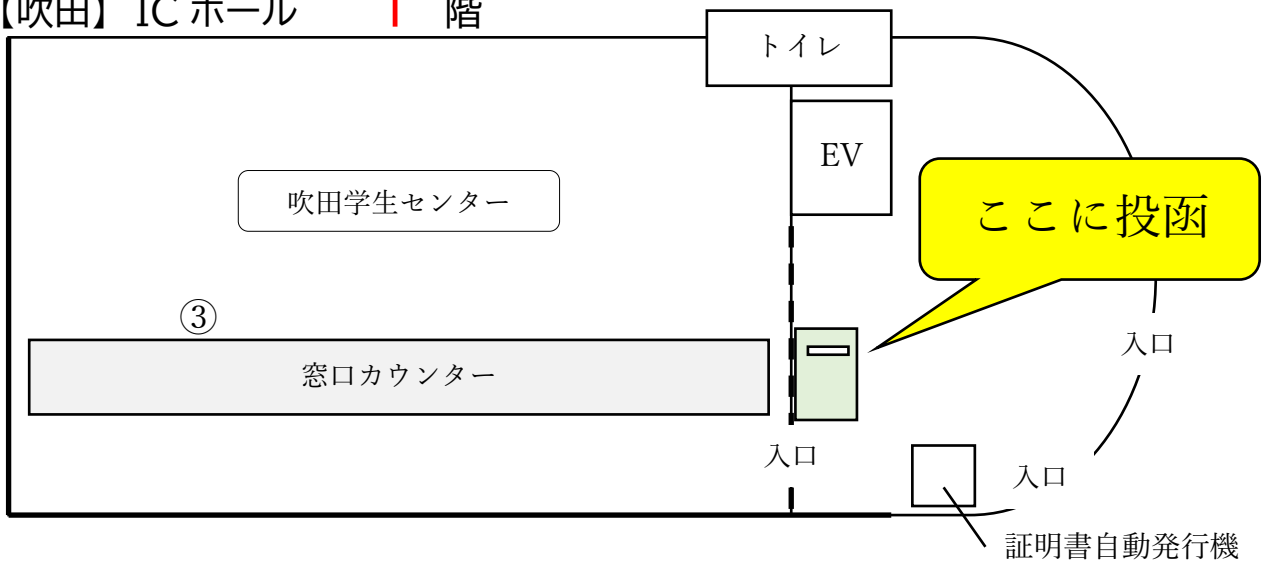
注2：「給付型奨学金・有」の場合にモデルとした受給額
学部　・・・自宅通学　540,000円（月額45,000円）
自宅外通学　612,000円（月額51,000円）
修士・博士前期課程・・・自宅通学・自宅外通学　1,056,000円（月額88,000円）
博士・博士後期課程・・・自宅通学・自宅外通学　1,464,000円（月額122,000円）

注3：俸給・給料・年金・恩給・賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）を受けている場合は、収入限度額欄で確認してください。
（源泉徴収票の支払い金額欄、所得証明書の給与収入額欄等、所得控除前の金額で確認してください。）

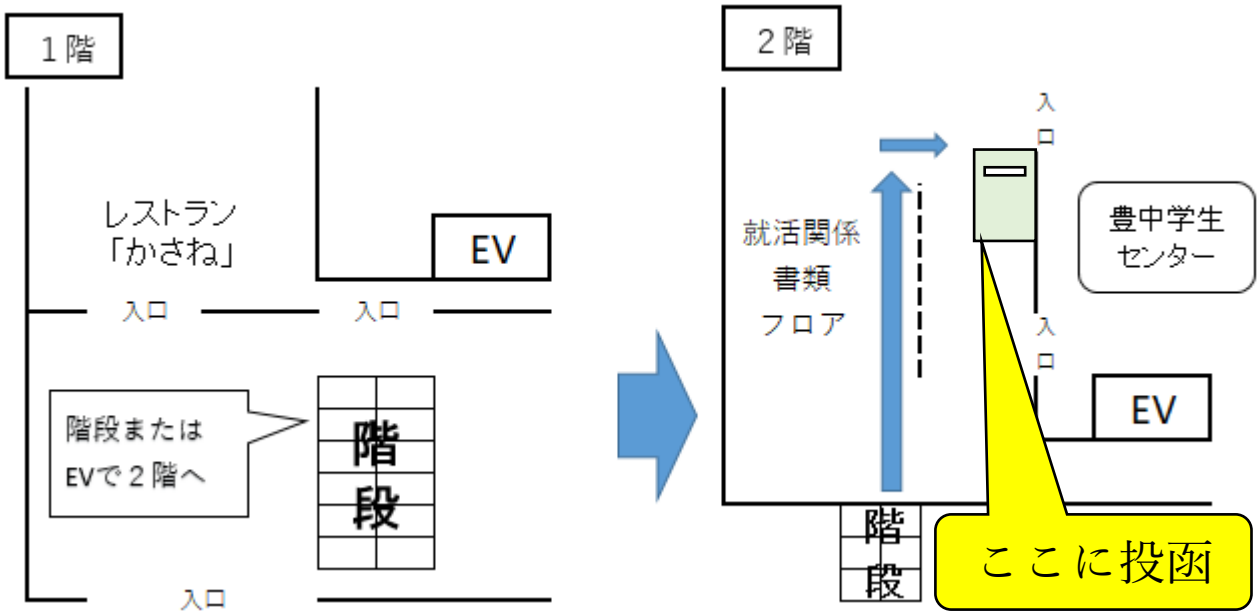
注4：営業所得・農業所得・不動産所得・株式譲渡所得・配当所得・山林所得等がある場合は、所得限度額欄で確認してください。
（確定申告書等でいう、売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額で確認してください）

各キャンパスの申請書類提出場所について

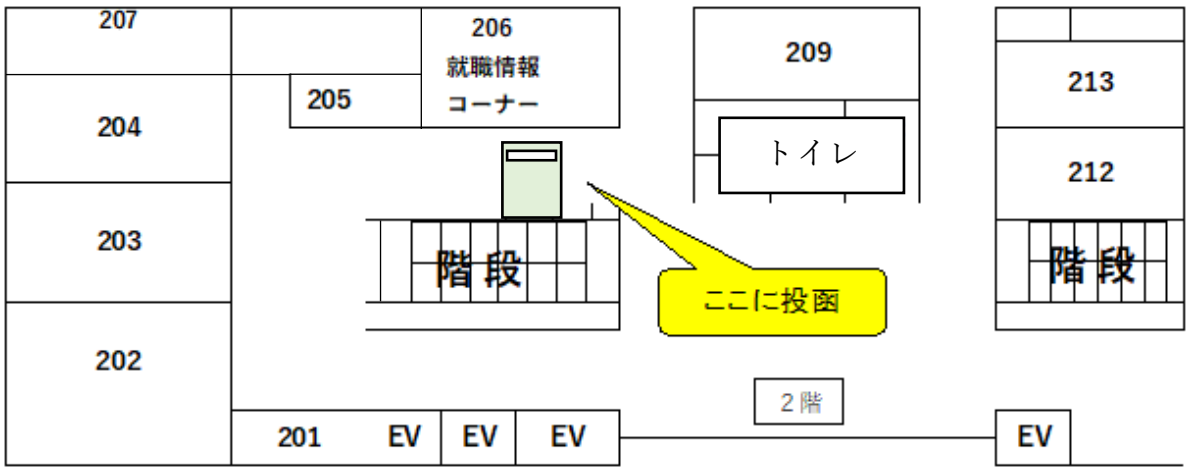
【吹田】 IC ホール　1　階



【豊中】 学生交流棟　2　階



【箕面】　外国学研究講義棟　2　階



問合せ先

大阪大学吹田学生センター　授業料免除担当
〒565－0871　大阪府吹田市山田丘1－1　IC ホール 1 階
Ｔ Ｅ Ｌ：　06-6879-7088･7161
Ｅmail：　gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp
（開館時間 平日 8:30～17:00　※授業がない期間は 12:00～13:00 を除く）

※回答連絡までに**最大5営業日**お時間をいただく場合があります。時間に余裕をもって、お問い合わせください。
※審査内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
※9 月 19 日(土)～9 月 27 日(日)は学生センター閉室のため、お問い合わせいただいても対応できません。

その他

1. 個人情報の取り扱いについて
 ① 出願にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、「入学料・授業料免除等の審査・選考業務」を行うために利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は「入学料及び授業料収納に関する業務」に利用します。
 ② ①により得られた個人情報及び入学料・授業料免除の選考結果は、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお「大学教育の改善」「学生支援の改善」「大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）」を目的として利用する場合は個人が特定できないよう処理します。
 ③ 上記①及び②の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者に委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 要項本文で繰り返し述べていますが、入学料・授業料免除に必要な手続は全て期限厳守です。遅れた場合にはいかなる理由であろうと申請は受け付けられません。申請する方はこのことに十分留意し、早めに手続を完了するようにしてください。

3. 入学料・授業料免除に関する情報は大阪大学ホームページでも掲載しています。よくある質問（Q＆A）も掲載していますのでこちらも確認してください。なお、ホームページに掲載の事項は掲載をもって周知したものとし、全ての事項について個別にメール等で案内をするものではありません。

大阪大学ホームページ：https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission

（参考）高等教育修学支援制度の申込資格について

高等制度の申込資格を有する方とは、日本人等[注1]で次の①から⑥に該当する方のことを言います。

①高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学入学までに2年を経過していない方
②高卒認定試験に合格した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方
③高卒認定試験の受験資格取得年度初日から高卒認定試験合格までに5年を経過していない方
（ただし、5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。）
④個別入学資格審査を経る場合にあっては、20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学している方
⑤転学・編入学にあっては、入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過していない方
⑥転学・編入学者を除き、過去に高等制度による支援を受けたことがない方

注1. 日本人等とは、日本国籍を有する者及び、日本学生支援機構給付奨学金における支援要件の在留資格等に関する資格を満たす者のことを言います。
注2. 高等制度の申込資格がある場合、所得・資産基準及び学力基準を満たしているか否かに関わらず、大阪大学授業料免除等制度の申請資格はありません。
注 3. 災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。